

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

監督指導結果について（名瀬労基署管内）

令和6年4月から12月までの間に実施した事業場への監督指導の結果、何らかの法違反が認められた事業場数は実施件数の75%でした（速報値、以下同じ）。

法違反が認められた内容は多い順に、割増賃金の支払いに関する違反28%、労働時間に関する違反22%、労働条件通知書の交付に関する違反16%、安全衛生面のうち機械の取扱い等に関する項目を除くと、健康診断実施後の医師からの意見聴取（就業判定）の未実施21%、定期健康診断の未実施14%などとなっています。

個々の労働者の始業・終業時刻を適切に把握・管理されていないことから、労働時間、割増賃金に関する違反が生じているケースが依然として多く見られます。労働時間の適正把握をお願いします。

労働災害の発生状況について（名瀬労基署管内）

令和6年1月から12月末日までに発生した休業4日以上災害発生件数（速報値）は、下の表のとおりです。

事故の型別では転倒が21件（全体の24%）、墜落・転落が21件（全体の17%）、はさまれ巻き込まれが10件（全体の11%）となっています。

また、高年齢労働者の災害は、60歳以上が39件（新型コロナ罹患者を含めた108件に対し36%）となっており、当署管内においても発生率が高い傾向にあります。高年齢労働者にも配慮した作業環境の管理をお願いします。

管内の労働災害発生状況

（令和5年は確定値、6年は7年1月末速報値）

	令和5年（確定）	令和6年	増減数
全産業	102【1】	87【3】	15【2】
製造業	8	13【1】	5【1】
建設業	26	27【1】	1【1】
運輸交通業	1	5【1】	4【1】
商業	8【1】	6	2【1】
保健衛生業	24	21	3
接客娯楽業	5	5	0

新型コロナ罹患者を除いた人数。【】は、死亡者数。

労基署 だより

第187号

R7.2.18

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

「労災かくしは犯罪です。」
職場で労働者が労働災害により休業した
場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死
傷病報告」の提出が必要で
また、労働災害に健康保険は使えません。
もし、休業を伴う労働災害が発生した場
合は、労災隠しと疑われることのないよう、
速やかな報告等をお願いします。

鹿児島労働局HP

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyo/ku/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間 **953** 円
(R6.10.5~)

パートタイマーさん
にも退職金を！
中退共の退職金制度は、短時間労働者の方のための特別掛金月額も用意されています。国による掛金助成や税法上の優遇も受けられます。
【お問い合わせ先】
労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
〒803-6907 1234